

2017 年日本政府年次報告
「船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約」
(第 27 号)

(2012 年 6 月 1 日～2017 年 5 月 31 日)

- 1 質問Ⅰについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 2 質問Ⅱについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

【2013 年条約勧告適用専門家委員会ダイレトリクエストについて】

- 1 トン以上総重量を有する包装貨物又は物品の重量表示義務の主体について

一つの貨物で、重量が 1 トン以上の物を発送しようとする者（最初に運送のルートにのせようとする者）は当該貨物に重量を表示する必要がある（労働安全衛生法第 35 条）。

- 連合からの意見について

労働安全衛生法第 35 条では、重量が 1 トン以上のものを発送しようとする者は、当該貨物にその重量を明瞭かつ耐久的に表示しなければならないこととされている。

しかしながら、コンテナ貨物の場合、コンテナ貨物の内容物が毎回異なり、その重量も変化することから、コンテナ貨物の重量表示については、当該コンテナにその最大積載重量を表示していれば足りるとされている。

これは、最大積載荷重が表示されていれば実際の貨物はこの重量より軽いこととなり、貨物を取り扱う者が認識した重量より貨物の実際の重量が大きいことから生じる労働災害を防止することが十分可能であるからである。

また、安全運送を担保するために、国際海上コンテナの陸上における安全運送マニュアルや事業者・労働者用のリーフレットを作成し、その周知に努めている。

さらに、国際海上コンテナの横転事故等による死傷者数は、2008 年から 2011 年と 2012 年から 2015 年を比較し、12 人から 6 人に減少している。

- 3 質問Ⅲについて

監督組織については、2017 年 3 月 31 日現在、労働基準監督署の数が 321 署、他に支署が 4 署、労働基準監督官の数が 4,002 人、産業安全専門官の数が 277 人となっている。

- 4 質問Ⅳについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 5 質問Ⅴについて
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
- 6 質問Ⅵについて
本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。
（使用者団体）日本経済団体連合会
（労働者団体）日本労働組合総連合会